

平成23年度第2回鎌ヶ谷市予防接種委員会次第

日時：平成24年3月21日（水）
13時30分～
場所：総合福祉保健センター
4階会議室

- 1 議事
 - (1) 会議録署名人の選任
 - (2) 予防接種事故の公表に関する考え方
- 2 その他

鎌ヶ谷市予防接種委員会委員名簿

区分（所属）	役 職	委 員 名
1号委員 （鎌ヶ谷市医師会）	副会長	石川 広己
	顧問	中井 愼雄
	公衆衛生担当理事	畑 衛
	元理事	畑 仁
2号委員 （習志野健康福祉センター）	センター長	藤木 哲郎
	健康生活支援課長	松本 邦昭
3号委員 （鎌ヶ谷市役所）	生涯学習部長	山崎 久雄
	健康福祉部長	鈴木 操
	健康増進課長	福留 浩子

委嘱年月日 平成23年9月30日

委嘱期間 平成23年9月30日から平成25年9月29日まで

鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱

(昭和 55 年 4 月 1 日 訓令第 3 号)

改正 昭和 59 年 3 月 13 日訓令第 号 昭和 60 年 6 月 17 日訓令第 16 号

昭和 63 年 8 月 17 日訓令第 9 号 平成 3 年 7 月 8 日訓令第 11 号

平成 6 年 4 月 1 日訓令第 5 号 平成 23 年 2 月 10 日訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 市が行う予防接種に関する調査研究機関として、鎌ヶ谷市予防接種委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に定める予防接種(以下「定期接種」という。)及び鎌ヶ谷市任意予防接種費用助成要綱に定める任意予防接種(以下「任意接種」という。)に起因したと疑われる健康被害の事例について、医学的見地から調査及び審議を行う。

2 委員会は、定期接種及び任意接種の実施計画並びに予防接種事故発生時の対応等について、指導及び助言を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 鎌ヶ谷市医師会代表 4 人

(2) 関係行政機関職員 2 人

(3) 鎌ヶ谷市職員のうち次にかかげる者

ア 学校予防接種事務担当部長

イ 保健福祉担当部長

ウ 予防接種事務担当課長

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

(参考意見の聴取)

第7条 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、予防接種事務担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

(鎌ヶ谷市予防接種健康被害調査委員会要綱の廃止)

2 鎌ヶ谷市予防接種健康被害調査委員会要綱は廃止する。

附 則(昭和59年3月13日訓令第 号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行し昭和57年7月1日から適用する。

附 則(昭和60年6月17日訓令第16号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(昭和63年8月17日訓令第9号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成3年7月8日訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱の規定は、平成3年6月1日から適用する。

附 則 (平成6年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月10日訓令第13号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

予防接種事故の公表に関する考え方（最終案）

1 公表の対象となる予防接種

次の予防接種のうち、鎌ヶ谷市長の責任により実施される予防接種とする

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項及び同条第3項に定める疾病に対する予防接種
- (2) 鎌ヶ谷市任意予防接種費用助成要綱（平成23年鎌ヶ谷市告示第12号）第2条に定める予防接種

2 鎌ヶ谷市長の責任により実施される予防接種

各年度における鎌ヶ谷市定期予防接種実施要領と任意予防接種実施要領に基づき実施される予防接種のうち、健康被害発生時に予防接種法に基づく被害救済制度或いは市町村総合事務組合予防接種事故救済措置事業の対象となる予防接種を指す。

3 公表の対象となる予防接種事故

(1)～(10)のとおりとし、事故の対象となった人数を問わず全件公表とする

- (1) 鎌ヶ谷市長或いは厚生労働大臣への副反応報告後、
 - 死亡に至った場合
 - 重篤な状態に陥った場合
 - 後遺症が残った場合
- (2) 有効期限切れワクチン、注射器での接種
- (3) ワクチンの取り違い接種
- (4) ワクチン接種量の誤接種
- (5) 異なるワクチンの接種における接種間隔不足
- ~~(6) 繰り返し接種する予防接種における接種間隔不足~~
- (7) 接種方法の誤り（筋注と皮下注の誤り、接種部位の誤り）
- (8) 注射筒、注射針の再使用
- (9) 集団接種における同一者への2度打ち
- (10) 被接種者の取り違い事故
- (11) その他の予防接種事故

4 公表の方法

- (1) 3 - (1) の場合 記者会見
- (2) 3 - (2) ~ (11) の場合 プレス発表

5 公表の時期

事故発生医師会長からの事故報告後7日以内

ただし、記者会見となる場合においては、原因究明に時間を要することが予想されるため、事故発生を把握した段階で発生した事実と接種形態を公表する記者会見を行い、その後発生原因や被害救済等がはっきりした段階で、必要に応じて随時記者会見を行うものとする。

6 公表する内容

- (1) 発生した事実(日時、事故の種類、発生状況)
- (2) 発生原因
- (3) 接種形態
- (4) 今後の対策と改善状況
- (5) その他、特に必要と思われる内容

7 公表前の事前調整

公表文書や公表日時については、医師会と事前に調整し、公表する場合は広報担当課を通じて実施する

8 記者会見時の出席者

予防接種担当部長、予防接種担当課長、医師会長、医師会公衆衛生担当理事
その他関係職員

9 被接種者・家族の同意

公表の際は、家族の意思を最大限に尊重し、原則として書面による同意を得た上で実施する

10 個人情報の保護

公表内容については、被接種者及びその家族、接種医師等が特定されないことがないように十分配慮する。

過去3年間の予防接種事故

(市町村からの報告によるもの)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
接種間隔誤り	29	23	53
有効期限切	3	11	14
ワクチン誤り	5	6	13
過重接種	4	6	11
使用針再使用	2	1	2
量の誤り	4	2	4
その他	3	2	9
合計	50	51	106